

## 守山市国土強靱化地域計画策定支援業務 仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、守山市（以下、「発注者」という。）が委託する守山市国土強靱化地域計画策定業務（以下、「本業務」という。）に適用するものであり、受託者（以下、「受注者」という。）が本業務を実施するにあたり必要な事項を定めたものである。

### 2. 業務目的

本業務は、本市が計画している守山市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）の策定に関して、本市が抱えるリスクを明確化するとともに、脆弱性を評価することで今後の対応方策を検討し、強くしなやかな地域づくりの方向性を明確化することを目的に実施するものである。

### 3. 履行期間

契約締結日から令和2年5月31日まで

### 4. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者が、本業務の遂行にあたり、計画策定に必要な関連事項を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務実施計画書を作成する。

#### (2) 資料収集・整理

受注者が、本業務に必要な資料を収集・整理する。なお、資料の改訂がなされた場合については、可能な限り反映するものとし、内容等については、発注者と受注者の協議の上、決定する。

#### (3) 強靱化の目標設定

本市の現況を整理するとともに、「国土強靱化基本計画」及び「滋賀県国土強靱化地域計画（以下、「県計画」という。）との整合を図りつつ、地域強靱化の目標や目指すべき将来像を設定する。

なお、目標の設定にあたっては、関連部署と連携を図るとともに、目指すべき将来像の設定にあたっては総合計画をはじめとする既計画との整合に配慮すること。

#### (4) リスクシナリオ（最悪の事態）の設定

県計画とも整合を図り、本市の地域特性を踏まえた大規模自然災害を特定して想定されるリスクを設定し、本市として維持・早期回復が必要な重要機能を考慮しながら、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を検討する。

#### (5) 強靱化施策分野の設定

リスクシナリオ(最悪の事態)を回避するために必要な施策について、地域の状況に応じて取り組むべき施策分野を設定する。施策分野の設定にあたっては、県計画の内容と整合を図ること。

#### (6) 脆弱性評価

以上に基づき、本市の脆弱性の分析及び評価を検討する。脆弱性の分析及び評価に際しては、県計画による脆弱性の分析・評価結果や現状で把握できる既存データ及び既存施策の状況等を基本として実施すること。

検討にあたっては、可能な限り客観性を確保する観点から、定量的な根拠の整理に努めること。

#### (7) リスク対応方策の検討

脆弱性の評価結果に基づき、リスクシナリオごとの施策の方針整理及び施策分野ごとの方針整理を行う。方針整理にあたっては、推進すべき施策の抽出及び抽出された施策の取組方針を検討する。また、施策の達成度や進捗状況を可能な限り定量的に把握できるよう、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定する。

検討にあたっては、庁内照会等により、情報収集及び調整した結果に基づき、整理を行う。

#### (8) 計画の修正・とりまとめ

以上までの計画案について、発注者の各部等にて内容の確認・修正等を行い、受注者はそれらの内容を反映し、計画書及び概要版を作成する。

#### (9) 業務報告書の作成

受注者は、前条までに検討・作成した資料を整理し、本業務の内容を業務報告書として取りまとめる。

#### (10) 打合せ協議

打合せ協議については、業務着手時（1回）、業務中間時（2回）、業務完了時（1回）を想定しているが、業務の進捗状況に応じて適宜実施する。

### 5. 成果品

守山市国土強靱化地域計画（電子データ一式） ※原稿の出力は不要とする。

### 6. その他

本業務に関して取得する個人情報の取扱については、他に漏えいすることなく、調査目的以外に使用してはならない。

(1) 作業を通じて収集・作成した資料については、発注者に帰属するものとする。

(2) 本業務実施にあたり疑義が生じた場合、発注者と受注者によって協議を行った上で、業務を遂行するものとする。

- (3) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者において協議を行うものとする。